

役員報酬規程

第1条 理事及び監事ならびに評議員に対する報酬は下表の通りとする。

	報酬額	支給基準
理事	60,000 円 /出席	会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。 また、同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複して支給はしない。また、委任状による出席の場合は支給をしない。
監事	60,000 円 /出席	会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。 また、同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複して支給はしない。また、委任状による出席の場合は支給をしない。
評議員	60,000 円 /出席	会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。 また、同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複して支給はしない。また、委任状による出席の場合は、支給をしない。 定款第 8 条第 1 項の定めにより年度の評議員への支給総額を 3,000,000 円以下とすることから、これを超える支給は行わない。